

全柔連発第 28-0322 号  
平成 28 年 7 月 28 日

都道府県柔道連盟（協会）  
安全指導員 各位

重大事故総合対策委員会  
委員長 野瀬清喜  
（公印略）

## 重大事故発生と事故防止の啓発活動に関するお願い

平素より、当委員会の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は中学生、高校生による頭部打撲、熱中症による死亡事故が 2 件、後遺障害が残る頭部打撲、頸髄損傷が 2 件、計 4 件の重大事故が発生いたしました。

本年は 7 月 5 日の時点で高校生の頸髄損傷による死亡事故、中学生の頭部打撲による重大事故、45 歳男性の頭部打撲による死亡事故の 3 件の事故が発生しております。

武道必修化を受けて「柔道の重大事故対策」による成果で、平成 24 年から平成 26 年の 3 年間は死亡事故ゼロ、その他の重大事故も激減いたしました。

しかし、昨年から続く重大事故の多発は看過できる状況ではありません。また、この 2 年間の重大事故には、以下に挙げるような柔道固有の問題点が含まれております。

どうか、各委員会・各県の皆様には、開催される全ての大会、行事において事故防止の啓発活動を心よりお願い申し上げます。

**「柔道事故、脳震盪、頸椎の怪我が多発しています。」**

### 《柔道事故に関する注意喚起》

- 1 柔道事故の頭部打撲は、大外刈によるものが多く、乱取のみでなく、約束練習でも起きている。（初心者には大外刈りの投げ込みを受けさせない）
- 2 体格差や技能差が大きい場合は特に注意が必要である。
- 3 中学校 1 年生、高校 1 年生の初心者が頭部打撲による障害を負うことが多い。
- 4 熱中症を予防するために、WBGT 計（熱中症指数）を全ての道場に設置し、尿の色のチェック表をトイレ等に掲示していただきたい。
- 5 無理な巻き込み技や頸椎を損傷する可能性のある危険な技をかけないよう指導を徹底していただきたい。
- 6 全柔連発行の「事故防止のための掲示資料」、「柔道の安全指導（第四版）」、「大外刈による事故や怪我を防ぐために（段階的指導手順例）」に再度、眼を通していただきたい。

**「元気に家を出た子どもたちの安全を守り、無事に家に帰すのは柔道指導者の義務です」**